

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第49号）

1 県から市町村への事務の移譲

地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

(1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）

(2) 新潟県青少年健全育成条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第50号）

1 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、知事等の特別職の職員の給料及び報酬の額を改正することとしました。（第1条関係）

2 新潟県議会議員給与条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申に基づき、議長、副議長及び議員の議員報酬額を改正することとしました。（第2条関係）

3 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正関係

知事、副知事、県議会議員等の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第3条及び第4条関係）

4 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成31年1月1日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第51号）

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合等を改正することとしました。（第1条～第3条関係）

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の給料月額、勤勉手当の支給割合等を改正することとしました。（第4条～第6条関係）

3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正関係

夜間看護手当の額を改正することとしました。（第7条関係）

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。（第8条及び第9条関係）

5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。（第10条及び第11条関係）

6 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県部制条例の一部を改正する条例（新潟県条例第52号）

1 観光局の設置

知事の直近下位の内部組織として観光局を設置することとしました。（本則関係）

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（新潟県条例第53号）

1 手数料の新設

市日の市場等において仮設的に設置した施設で喫茶店営業を反復継続して営むことを許可することとしたこ

とに伴い、当該許可の申請に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年12月28日から施行することとしました。

◇新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第56号）

1 手数料の改正

証明事務手数料について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(第19条関係)

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第57号）

1 手数料の改正

証明事務手数料について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(第9条の2関係)

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県活力ある長寿社会の実現の推進に関する条例（新潟県条例第58号）

1 目的

この条例は、活力ある長寿社会の実現の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び高齢者関係団体の役割を明らかにするとともに、活力ある長寿社会の実現に係る施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって県民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会の実現に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、活力ある長寿社会の実現の推進に関する基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有することとしました。(第3条関係)

3 地域の実情に応じた環境の整備等

県は、高齢者が生活を営むに当たって必要不可欠な日用品の購入、通院、除雪等を円滑に行うための支援を受けられるよう、地域の実情に応じた環境の整備その他必要な施策を総合的かつ効果的に推進することとしました。(第8条関係)

4 活躍の機会の確保等

県は、高齢者が生き生きと暮らすことができるよう、その年齢等にかかわらず、様々な経験を通じて習得した技能等を最大限に発揮して活躍することができる機会の確保その他必要な施策を総合的かつ効果的に推進することとしました。(第9条関係)

5 公表

知事は、毎年度、活力ある長寿社会の実現の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表することとしました。(第11条関係)

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例（新潟県条例第59号）

1 目的

この条例は、県産木材の供給及び利用の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、林業及び木材産業の持続的な発展を図り、もって本県経済の活性化及び県民が心豊かに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、県産木材の供給及び利用の推進に関する施策を実施する責務を有することとしました。(第4条関係)

3 県の率先利用

県は、県産木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する建築物等における県産木材の利用に努めなければならないこととしました。(第14条関係)

4 連携協力体制の整備

県は、県産木材の供給及び利用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備することとしました。(第18条関係)

5 公表

知事は、毎年度、県産木材の供給及び利用の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表することとしました。(第19条関係)

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県がん対策推進条例の一部を改正する条例（新潟県条例第60号）

1 医科歯科連携の推進に関する規定の整備

県は、医科及び歯科の医療の連携を推進するために必要な施策を講ずることとしました。(第12条関係)

2 女性に特有のがん、小児がん及び消化管のがんに係る対策の推進に関する規定の整備

県は、女性に特有のがん、小児がん及び消化管のがんに係る対策を推進するために必要な施策を講ずることとしました。(第13条～第15条関係)

3 在宅医療及び後遺症対策の推進に関する規定の整備

県は、がんに係る在宅医療の推進を図るため及びがんの治療に係る後遺症により日常生活に支障を生じている者の療養生活の質の維持向上を図るために必要な施策を講ずることとしました。(第18条及び第19条関係)

4 がん教育の推進に関する規定の整備

県は、児童、生徒等ががん及びがん患者に関する正しい知識を習得するとともに、がんの予防及び早期発見の重要性について理解及び関心を深めるため、その発達段階に応じて教育が行われるよう必要な施策を講ずることとしました。(第21条関係)

5 公表

知事は、毎年度、がん対策の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表することとしました。(第23条関係)

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県立学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第61号）

1 手数料の改正

証明事務手数料について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(第3条の5関係)

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。